

建設工事等に伴う建設用防護管取付に係る申込方法・費用負担の変更 および感電災害・停電事故防止に向けた取組み充実のお知らせ

建設工事等において、当社設備の近傍で作業を行う場合、労働安全衛生法・建設業法等において、作業員の感電防止や電線等への接触・断線による停電の防止のための措置を講じることが事業者さまに義務付けられております。

当社はこれまで、建設工事等に伴い事業者さまからのお申込みがあれば、建設用防護管の取付および費用負担を行ってまいりましたが、このたび、一般送配電事業者としての公平・中立な立場を踏まえ、当社による当該防護管工事の対応を終了することといたしました。

当社による当該防護管工事は終了しますが、これにあわせ、事業者さまが引き続き防護管の取付をお申込みいただける新たな有償サービスを整備してまいります。

また、依然として防護管未取付による感電災害や停電事故が発生している状況を踏まえ、電気事故防止PR活動の充実を図りたいと考えております。

(防護管取付例)



(準備を進めている取組内容)

① 防護管工事の有償サービスの整備

- 各事業者さまから防護管事業会社※に直接お申込みいただきます。
 - 費用については、防護管事業会社に直接お支払いいただきます。
- ※ 防護管取付・撤去に関する申込受付～工事施工までの一連を実施（今回、新たに整備）

項目		現行	見直し後
申込方法	申込先	九州電力送配電(株)	防護管事業会社
	申込手段	電話	インターネット
費用負担		九州電力送配電(株)	各事業者さま

② 電気事故防止PR活動の充実

SNS等を活用した電気事故防止PRの充実（過去の災害事例の発信など）や、様々な現場出向業務を活用した防護管取付PRの充実（未取付による危険作業発見時の注意喚起及び必要に応じた労働基準監督署への連絡）などの取組みを行います。

(今後の予定)

- 上記取組みの詳細につきましては、別途お知らせいたします。
- なお、現時点では、2023年3月末に当社による当該防護管工事を終了し、2023年4月から有償サービスを開始する予定です。



九州電力送配電

九電グループ
ずっと先まで、明るくしたい。

【参考1】労働安全衛生法関連（感電防止措置に関する事業者等の義務）

労働安全衛生法

第四章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 **事業者**は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。（中略）

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第24条 **事業者**は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（元方事業者の講ずべき措置等）

第29条の2 **建設業に属する事業の元方事業者**は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

第十二章 罰則

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第14条、**第20条から第25条まで**、第25条の二第一項、（中略）の規定に違反した者

労働安全衛生規則

（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）

第349条 **事業者**は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

一 当該充電電路を移設すること。

二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。

三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。

四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

（鋼管足場）

第570条 **事業者**は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。（中略）

六 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

（法第29条の2の厚生労働省令で定める場所）

第634条の2 **法第29条の2の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。**（中略）

三 **架空電線の充電電路に近接する場所**であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）（中略）

移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について

(基発第759号, 昭和50年12月17日)

建設工事等の屋外作業において、移動式クレーン、くい打機、機械集材装置等(以下「移動式クレーン等」という。)を送電線、配電線、電車用饋電線等(以下「送配電線類」という。)に近接する場所で使用中に、その機体、ワイヤロープ等が送配電線類に接触して起こる感電災害が依然として跡を絶たない。加えて、感電災害は死亡率が極めて高いこと、都市の過密化及び周辺地域の市街化の促進等により不意の停電事態が惹起する社会的混乱の度合も増大していること等注目を要するところである。

ついては、この種災害の防止の徹底を図るため、関係事業場の監督指導に当たっては、**労働安全衛生規則第349条及び第570条第1項第6号に定める事項はもとより、下記の事項に留意の上、その万全を期せられたい。**

記

1 送配電線類に対して安全な離隔距離を保つこと。

移動式クレーン等の機体、ワイヤロープ等と送配電線類の充電部分との離隔距離を、次の表の左欄に掲げる電路の電圧に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値以上とするよう指導すること。

電路の電圧	離隔距離
特別高圧	2m, ただし, 60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し。
高圧	1.2m
低圧	1m

なお、移動式クレーン等の機体、ワイヤロープ等が目測上の誤差等により、この離隔距離内に入ることを防止するために、移動式クレーン等の行動範囲を規制するための木柵、移動式クレーンのジブ等の行動範囲を制限するためのゲート等を設けることが望ましいこと。

2 監視責任者を配置すること。

移動式クレーン等を使用する作業についての的確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し、安全な作業の遂行に努めること。

3 作業計画の事前打合せをすること。

この種作業の作業計画の作成に当たっては、事前に、電力会社等送配電線類の所有者と作業の日程、方法、防護措置、監視の方法、送配電線類の所有者の立会い等について、十分打ち合わせるように努めること。

4 関係作業員に対し、作業標準を周知徹底させること。

関係作業員に対して、感電の危険性を十分周知させるとともに、その作業標準を定め、これにより作業が行われるよう必要な指導を行うこと。

【参考2】建設業法関連（公衆災害防止に関する事業者等の義務）

建設業法

（指示及び営業の停止）

第28条 **国土交通大臣又は都道府県知事は**、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。）、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。）第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に**違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。**特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 **建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。**

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。（中略）

2 **都道府県知事は**、その管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、**当該建設業を営む者に対して、必要な指示をすることができる。**

一 **建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。**

土木工事安全施工技術指針（平成29年3月 国土交通省大臣官房技術調査課）

総則

1. 目的 本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

第3章 第2節 架空線等上空施設一般

1. 事前確認

(1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

(2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、**接触・切断の可能性が考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。**

① **架空線上空施設への防護カバーの設置**

② 工事現場の出入口等における高さ制限装置の設置

③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置

④ 建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定

建設工事公衆災害防止対策要綱 <土木工事編>

(令和元年9月2日 国土交通省告示496号)

第1 目的

- 1 この要綱は土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第3 発注者及び施工者の責務

- 1 **発注者**（発注者の委託を受けて業務を行う設計者を含む。以下同じ。）及び**施工者**は、公衆災害を防止するために、関係法令等（建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱）に加え、**この要綱を遵守しなければならない。**（ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない）。

第8 公衆災害防止対策経費の確保

- 1 **発注者は、**工事を実施する立地条件等を把握した上で、この要綱に基づいて必要となる措置をできる限り具体的に明示し、**その経費を適切に確保しなければならない。**
- 2 発注者及び施工者は、施工途中においてこの要綱に基づき必要となる施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて経費の見直しを検討しなければならない。

第34 建設機械の使用及び移動

- 4 **施工者は、**建設機械の移動及び作業時には、あらかじめ作業規則を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、路肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させなければならない。また、**公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下げ忘れの防止に努めなければならない。**

第36 架線、構造物等に近接した作業

- 1 **施工者は、架線、**構造物等若しくは作業場の境界に**近接して、**又はやむを得ず作業場の外に出て**建設機械を操作する場合**においては、**接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、**歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、**近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。**
- 2 施工者は特に高圧電線等の重要な架線、構造物に**近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用**に努めるものとする。

建設工事公衆災害防止対策要綱 <建築工事等編>

(令和元年9月2日 国土交通省告示496号)

第1 目的

- 1 この要綱は、建築工事等の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって建築工事等の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

第3 発注者及び施工者の責務

- 1 **発注者**（発注者の委託を受けて業務を行う設計者及び工事監理者を含む。以下同じ。）及び**施工者**は、公衆災害を防止するために、関係法令等（建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱）に加え、**この要綱を遵守しなければならない**（ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない）。

(以下の条項は、土木工事編と同内容であるため、規定内容省略)

- 第8 公衆災害防止対策経費の確保、 第36 建設機械の使用及び移動、
第37 架線、構造物等に近接した作業